

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を次のとおり公表します。

令和4年 1月26日

魚沼市監査委員 星野 武男

魚沼市監査委員 佐藤 敏雄

第1 請求の受理

1 請求の提出日

令和3年11月29日

2 請求の受理

本件請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和3年12月6日付けで受理した。

第2 請求内容及び請求の趣旨

請求内容及び請求の趣旨は以下のとおりである。以下には請求人作成の魚沼市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）から原文のまま引用する。

1 請求内容

またたびの家の油汚染土問題の対応において、魚沼市職員の現場対処の手順、手法に誤りがあり、その後の職員派遣並びに課内会議、補正予算編成、それに付随する市議会対応など、無用な事務を行い、職員人件費並びに事務執行に係る経費を浪費した。また、市が行う必要のない土壌分析を実施してそれにかかる費用57,200円を浪費した。これは、魚沼市の損失であり、魚沼市長内田幹夫はこれに要した職員人件費並びに事務経費を算出し、これに不要な土壌分析にかかった費用、57,2

00円を加算して魚沼市に返還するとともに、これに関わった職員の責任を明らかにして、再発防止の観点からも厳重に処分していただきたい。

また、伊米ヶ崎建設株式会社は、またたびの家建設工事の施主である（福）魚沼更生福祉会並びに魚沼市職員を欺き、様々な理由を付けて魚沼市から金員を取ろうとしたことは詐欺行為あるいは詐欺未遂行為に等しい。また、伊米ヶ崎建設株式会社は、油汚染土を理由に必要以上に工期を遅らせたことは、施主である（福）魚沼更生福祉会に甚大な迷惑をかけた。現在、伊米ヶ崎建設株式会社には魚沼市の建設工事等の入札資格を付与している。このようなことが二度と起こらないよう必要な措置を取っていただきたい。

2 請求の趣旨

魚沼市管財課職員が現地調査に赴き、掘削土壌の表面に油膜を確認した時点で、その油膜が旧施設のもので軽々に判断してしまった^{ママ}が、その後の事務執行の間違いにつながる要因であった。またたびの家建設の敷地は魚沼市の所有地である以上、魚沼市が土地の管理に瑕疵があったのであれば責任を取らなければならない。しかし、市管財課職員は、施工業者である伊米ヶ崎建設の言ったことを真に受け、原因が確定もしていないものについて、いたずらに騒ぎ立てたことは、はなはだ遺憾である。

また、（福）魚沼更生福祉会からまたたびの家建設工事を請け負った伊米ヶ崎建設株式会社の対応にも問題がある。基礎掘削工事において土壌表面に油膜を確認したものを、旧あぶるま寮の重油であるかのように施主側に報告し、油汚染土が敷地全体に及ぶ可能性や、油汚染土の撤去処分費用が多額の追加工事となること、工期が大幅に遅れる予想などを伝えている。工事施工業者からこのような報告があれば、施主である（福）魚沼更生福祉会としても、市に支援要請を行うに至った経緯は当然のことと思う。

しかし、伊米ヶ崎建設が施主に対して行った報告にも矛盾がある。なぜならば、当該敷地は令和2年7月29日に市と魚沼更生福祉会の間で、土地無償貸付契約が交わされ、同年9月に安全祈願祭（起工式）が行われ、請負業者の伊米ヶ崎建設が工事に着手している。その後、敷地内から油汚染土が発見され通報された10月29日までの間に、地業として基礎現場杭設置工事を実施している。この杭地業は、建築物の重量やそ

の耐震性を持たせる地盤支持力を得る目的で、地面を地表から数メートルから十数メートル穿孔し、ある程度の地耐力がある地盤に到達させる形で鉄筋コンクリート製の杭を坑内に設置し、その周囲をセメント系充填剤で埋め戻す工法が取られていた。また、杭の位置は建物の外周を中心に、上部に建築物の柱や基礎が乗る位置に数十本設置されている。言い換えれば、敷地内の建物が建つ位置全体に満遍なく設置されたものである。杭施工にあたっては、事前に杭を設置するために、杭の直径より大きな穴を掘削する。そして掘削して出た土砂は残土として場外搬出されている。もし、建設地のどこかで油汚染土があったのなら、杭地業の作業中に確認されていたはずであるが、杭工事施行時点では油汚染は確認されていない。

また、建設重機を使った作業現場では、少なからず油汚染のリスクがある。例えば、バックホー（油圧式ショベル）の作業機（バケット、アーム等）を動かす油圧シリンダーの伸縮ロット軸受け部は、グランドパッキンを介して少量の油（作動油）が染み出し、伸縮ロットの表面に常に油膜を形成するようになっている。また、可動部分には自動または手動により常にグリス（潤滑油）を注入する仕組みであり、可動部から外にはみ出したグリスは作業中に地面に落下する。これは正常な機械の場合であり、日常メンテナンスをしていたとしても、エンジンオイルや作動油漏れのリスクが常に伴っている。また、建設重機や発電機などの機械の多くは軽油を燃料としている。これら機械には現場に燃料を搬入し給油しており、給油の際に燃料をこぼすリスクもある。これらの油脂類が降雨によって流され、希釈させて油膜を形成することは十部ありうることである。当該建設工事現場では、複数の建設重機が稼動していた。施工業者である伊米ヶ崎建設は、まずは油汚染の原因は自社工事の重機等によるものではないかと疑い、社内調査をするのが筋合いである。汚染土壌の油性調査、定積調査が行われていない段階で、旧あぶるま寮の重油と推定して施主側に報告したことがそもそもの間違いである。

市報告書（令和2年魚管第159号）によれば、時系列と市職員が取った対応は次のとおりである。

- ・令和2年10月30日午前中（福）魚沼更生福祉会の職員が来庁し、敷地の土壌が油汚染しているとの報告をしている。
- ・同日午後、魚沼市管財課係長小西政勝が現地を確認し、土壌汚染の原

因が旧守門中学校寄宿舎（あぶるま寮）の重油であるとの思い込みで聞き取り調査を始めている。

・市は11月5日午前中に、南魚沼地域振興局健康福祉環境部環境センターに連絡し、同日午後に環境センター職員の現地確認を受けている。この時、同センター職員から、近隣住民に大きな被害がある可能性が少ないことから、福祉会と市が協議して撤去を進めてはどうかとの助言があった。

・11月6日に市長に状況報告し、市の費用負担について了解を得ている。また同日、魚沼更生福祉会が市庁舎を訪問し、市の支援要望があった。

・11月10日、魚沼更生福祉会は伊米ヶ崎建設に依頼して2か所の土壌サンプルを採取させ、土壌分析機関である株式会社環境生物化学研究所千葉事業所に持ち込みで分析依頼をした。尚、当該土壌分析結果報告書の報告日は11月19日付けとなっている。

・11月13日午後、魚沼更生福祉会、伊米ヶ崎建設、市管財課の3者で協議を行った。土壌の成分分析の結果が11月24日に出るため、その結果により処分方法が決定され、処分費用の見積もりが提示される予定としている。その他、費用負担及び作業工程について3者で確認を行ったとしている。

※・処分費用は市が負担する。（当初から工事工程に含まれているものを除く。）

・今後の工程及び工事敷地から出る重油の対処方法は、伊米ヶ崎建設（株）で検討する。

⇒掘削した敷地の境界付近の崩落や地盤の変動を防止するため砕石等で埋める。

⇒今後の運搬時の飛散防止、搬出するまでの間の降雨や降雪により現場から油の流失を防止するため、汚染土の内袋付きトンパックへの袋詰めを行い、処分強者に搬出をする。

⇒土壌汚染の処理は春先までかかる予定で、実際の建設工事は、4月以降の見込み。

以上の様に、令和2年11月16日付けの報告書（管財課係長小西政勝起案）により、報告され、副部長兼課長大塚宜男が市長決裁を受けた形となっている。

(福)魚沼更生福祉会から伊米ヶ崎建設が請負、実施された土壌分析した結果は、令和2年11月19日となっているが、11月24日には(福)魚沼更生福祉会を通じて、魚沼市においてもその土壌分析結果を手に行っている。この定積分析結果を見れば、調査した2か所共油混じり土(産業廃棄物)として対処しなければならない5%(1/20)はおろか、残土又は転用土として再使用が可能な1%(1/100)も含まれていない。定積分析の下限(油汚染対策ガイドライン、平成18年3月)である0.01%(1/10000)未満である。従って、油汚染土として取り扱う必要が全く無い土壌であることが確認されたわけである。また、定性分析において油の油種を判別できない濃度であり、旧あぶるま寮から漏れた重油と断定することもできない。

このように、油汚染土の全容が明らかになった後においても、魚沼市職員は、伊米ヶ崎建設株式会社と(福)魚沼更生福祉会との協議の上、掘削土砂の袋詰め作業を継続させている。また、令和2年12月上旬になって魚沼市職員は、油含有土撤去工事見積、油含有土運搬処理業務委託の見積を徴取したほか、令和2年12月14日の起案書(令和2年魚管第180号)において、油汚染度の原因が市の旧あぶるま寮の燃料重油と決めつけ、その土砂処理費用を市予算で執行するための補正予算要求を内田幹夫市長に対し行っている。これを受け、魚沼市長内田幹夫は市職員の報告を鵜呑みにし、令和2年第4回魚沼市議会定例会の初日(令和2年12月22日)に令和2年度魚沼市一般会計補正予算(第6号)において、またたびの家に関する追加予算として、土砂処分費委託料1500万円、工事請負費2500万円の合計4000万円を計上し、同日議会議決を受けている。また、1月19日には魚沼市議会総務文教委員会が開かれ、そこでもまたたびの家の工事経過、そこで出てきた油混じり土の処分方法などについて報告をし、質疑を受けている。このように、土壌鑑定報告がなされた後になっても、魚沼市長内田幹夫は市職員に議会对応や無用な事務執行を行わせている。

市職員が、またたびの家の工事で発生した残土が、通常の工事現場で排出される一般残土と同様の取り扱いで良いと認識したのは、令和3年1月22日の起案書(令和2年魚管第200号)の記載のとおりである。令和2年11月24日から令和3年1月22日までの間の市職員が行った仕事は全く無駄だったことになる。それに加え、令和3年1月27

日には、市独自で県内の分析機関にまたたびの家の土壌分析、4試料を依頼し、2月3日に（福）魚沼更生福祉会が調べたものと同様の検査結果を得ている。この検査は必要が無いものであり、無駄だったとしか言えない。

ところが、あろうことか伊米ヶ崎建設株式会社は、またたびの家建設工事の遅れが魚沼市の責任であるとして、工事が遅れたことによる諸経費や、建設で使用する加工済み鉄骨の保管料など総額2,022万円余りを魚沼市に支払いを求め、市管財課職員は再見積もりの必要があるとしながらも、その支払いは市が行うべきものとの解釈でいたことが、令和3年2月22日の市管財課職員の打合せ記録簿に記されている。このように、またたびの家建設工事を施工している伊米ヶ崎建設株式会社の体質には問題があるが、業者が言うことを鵜呑みにしてきた市職員の責任は重大であり、二度とあってはならない失態である。この間に無駄に費やされた費用は全て市民から預かった税金である。以上のことから、市職員の管理監督をする市長に対し、必要な措置を求めるものである。

3 事実証明書 添付資料

NO	時期	資料名
1	R 2. 1 1. 1 6	起案文（令和2年魚管第159号）
2	R 2. 1 1. 1 9	魚沼更生福祉会が実施した油含有土の分析結果報告書
3	R 2. 1 2 月上旬	油含有土撤去工事の見積
4	R 2. 1 2 月上旬	油含有土撤去工事の見積
5	R 2. 1 2. 1 4	油含有土運搬処理業務委託の見積
6	R 2. 1 2. 1 6	起案文（令和2年魚管第180号）
7	R 3. 1. 1 8	南魚沼環境センターでの打合せ等報告書
8	R 3. 1. 1 9	総務文教委員会資料
9	R 3. 1. 2 2	起案文（令和2年魚管第200号）
10	R 3. 2. 3	魚沼市が実施した油含有土の分析結果とそれに要した費用の請求書
11	R 3. 2. 8	市議会総務文教委員会資料
12	R 3. 2. 2 2	工事施工業者との打合せ 油含有土撤去工事の見積
13	R 3. 2. 2 4	工事施工業者との打合せ 油含有土撤去工事の見積

第3 監査の実施

1 監査対象部局

魚沼市総務政策部管財課

2 監査の方法

関係職員に資料の提出を求め、令和3年12月14日に事情を聴取した。

(関係職員) 魚沼市総務政策部長、同部管財課長、同課管財係長

3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第7項の規定に基づく、陳述及び証拠の提出の機会について、請求人に令和3年12月6日に電話により照会した結果、請求人は陳述は行わず、新たな証拠の提出もないことを確認した。

4 監査対象事項の決定

請求人の主張は、油汚染土問題の対処において手法に誤りがあり、無用な事務を行い、職員人件費並びに事務執行に係る経費及び魚沼市が行う必要のない土壌分析を実施してそれにかかる費用57,200円が魚沼市の損失であるとして、次の事項を監査対象とした。

(1) 油汚染土の対処における事務執行が無用な事務であるかについて

(2) 魚沼市が行った土壌分析は必要のない経費の執行であったか

5 監査対象部局の見解

総務政策部管財課

油汚染土に関する経過

令和2年7月29日 魚沼市及び(福)魚沼更生福祉会(以下「発注者」という。)において、土地無償貸付契約を締結(現状の状態での引渡し)

令和2年8月27日 発注者と伊米ヶ崎建設株式会社(以下「伊米ヶ崎建設」という。)において、またたびの家移設新築工事契約締結(工期:令和2年8月27日から令和3年3月23日まで)

令和2年9月中旬 建設工事着工

令和2年10月29日 現地確認「発注者、伊米ヶ崎建設」

土壌が重油に汚染されていることを伊米ヶ崎建設が確認し、発注者と現地の状況を確認する。

令和2年10月30日午前 報告・打合せ「発注者、魚沼市管財課・福祉支援課」

発注者が市役所に来庁し、魚沼市から無償で借り受けたまたたびの家移設建築工事の建設予定地から重油に汚染されていると思われる土壌が確認されたため、撤去及び処分を検討したが、工事費が高額となることから、土地所有者である魚沼市（管財課）に費用負担の要望があった。（費用負担の要望は口頭で文書なし）

令和2年10月30日午後 現地確認「伊米ヶ崎建設、魚沼市管財課」

土地所有者である魚沼市（管財課）で現地の状況を確認する。

令和2年11月2日 工事中止「発注者」

発注者はまたたびの家移設新築工事中止を決定する。

令和2年11月5日午前 現地確認「発注者、魚沼市管財課・生活環境課・福祉支援課、新潟県南魚沼地域振興局健康福祉環境部環境センター（以下「県環境センター」という。）、伊米ヶ崎建設」

県環境センターに連絡し、午後に現地の状況を確認することとした。

令和2年11月5日午後 現地確認「発注者、魚沼市管財課・生活環境課・福祉支援課、県環境センター、伊米ヶ崎建設」

県環境センター職員と現地の状況を確認し、近隣住民に大きな被害を与える危険性が少ないと考えられることから、「発注者と土地所有者で調整を図り、撤去等の作業を進めたらどうか」と助言を受ける。

令和2年11月6日午前 報告・打合せ「魚沼市管財課」

市長に工事現場の状況を報告し、重油に汚染されたと思われる土砂の撤去及び処分の費用については、土地所有者である魚沼市が負担することについて了解を得る。（魚沼市が費用負担することを市長に口頭で了解を得る。）

令和2年11月6日午前 報告・打合せ「発注者、魚沼市管財課・福祉支援課」

発注者が市役所に来庁し、工事の中止に伴い完成期日が遅れることにより、今後の事業計画に支障をきたす可能性があるため、早急に対応してもらいたい。また、重油に汚染されたと思われる土砂の処理については、魚沼市と伊米ヶ崎建設で直接対応（契約）して実施してもらいたい旨の要望があった。魚沼市としてもまたたびの家の移設新築工事分と汚染土処理分を区分したうえで対応したい旨を返答する。

令和2年11月13日 報告・打合せ「発注者、伊米ヶ崎建設、魚沼市管財課」

重油で汚染されたと思われる土壌の成分分析結果が11月24日以降に出るため、その結果により処分の方法を検討し、処分費用の見積もりが提出される予定であり、その他打ち合わせの結果は以下のとおり。

- ・重油で汚染されたと思われる土壌の処分費用は魚沼市が負担する。
- ・今後の工事で同様の土壌が確認された場合の対処及び工程は伊米ヶ崎建設が検討する。
- ・既に掘削を行った工事範囲は、地盤の崩落等の変動を防止するため、砕石等で保全する。
- ・重油で汚染されたと思われる掘削後の土砂は敷地外への流出を防止するため袋に詰め、現場に保管する。

令和2年11月25日 報告・打合せ「発注者、魚沼市管財課」

またたびの家の所長が来庁し、汚染土の成分分析結果を魚沼市が報告を受ける。

令和2年12月2日 報告・打合せ「発注者、魚沼市管財課」

重油で汚染されたと思われる土壌の袋詰めには、概ね1週間程度の時間を要し、搬出は、1日2回程度（1回4～5袋程度）で、すべて搬出するには概ね2カ月を要する。搬出後の移設新築工事再開は4月中旬で、工事完了予定は9月末になる見込みである。

令和2年12月4日 報告・打合せ「発注者、魚沼市管財課・福祉支援課」

またたびの家完成後には、新規事業の配食サービスを計画している。工事が長引けば、事業の開始が遅れ施設利用者の工賃にも影響があるため、早期に汚染土を処分してほしいとの要望を受ける。

令和2年12月11日 報告・打合せ「発注者、伊米ヶ崎建設、魚沼市管財課」

重油で汚染されたと思われる土壌の処分に要する日数は、10日間～14日間程度必要であり、今後の処分に要する費用の見積もりの提示があり、見積額は約2,500万円であったため、現行予算での対応ができず、補正予算成立後でないと工事を進めることができない旨を発注者及び伊米ヶ崎建設に伝える。

令和2年12月16日 市長決裁（起票及び決裁日）

処理方法と経費を魚沼市が負担することを認め、補正予算を計上する市長決裁を得る。

令和2年12月22日 魚沼市議会定例会

第4回魚沼市議会定例会に補正予算を上程し議決される。（委託料1,500万円、工事請負費2,500万円、計4,000万円）

令和3年1月18日 報告・打合せ「県環境センター、魚沼市管財課」

産業廃棄物の規定における概ね5%以上廃油を含む土砂の定義の確認を行った。これは、廃油と汚泥の混合物（液状物）を想定しているため、土砂としての判断基準にはなりえないので、土砂の受け入れ業者の判断となる。

令和3年1月19日 魚沼市議会総務文教委員会

魚沼市議会総務文教委員会で経過を報告し、以下のような指示等を受ける。

- ・油の成分分析を行うこと及び何の法令に基づいて処理するのか明確にすること。（この2点は次の委員会で報告する。）
- ・委員会で現地調査を行いたい。

令和3年1月22日 報告・打合せ「魚沼市管財課」

市長にこれまでの経緯を報告するとともに、一般の土砂扱いとなるため、増額の契約は、工事発注者と工事受注者の間で締結することとしたい。ただし、この土砂の処分等に係る関連経費分に

については、魚沼市が発注者に費用負担する旨の確認を行い、了承を得た。

令和3年1月25日 報告・打合せ「発注者理事長、魚沼市総務政策部副部長」

当該残土（油混じり土）は法的な規制の対象外であり一般の土砂扱いとなること、残土処分はまたたびの家建設工事内での処分となることを説明した。

令和3年1月25日 報告・打合せ（電話）「発注者所長、魚沼市総務政策部副部長」

当該残土（油混じり土）は法的な規制の対象外であり一般の土砂扱いとなること、残土処分はまたたびの家建設工事内での処分となることを説明した。また、発注者理事長にも説明したことを伝えた。

令和3年1月26日 報告・打合せ「伊米ヶ崎建設、魚沼市管財課」

当該残土（油混じり土）は法的な規制の対象外であり一般の土砂扱いとなること、残土処分はまたたびの家建設工事内での処分となることを説明した。

経費の精査と残土捨て場について検討をお願いした。

令和3年2月1日 報告・打合せ「発注者、魚沼市管財課」

市長への報告内容、契約及び費用負担に関し発注者に報告し了解を得た。

令和3年2月4日 検査結果

油種に関する検査結果、油臭はするが油種の特定に必要な鉍油及び油膜は確認できなかった。（計量証明書）

令和3年2月8日 魚沼市議会総務文教委員会

関連する法令を説明し、土壌の状態から通常の土砂扱いができること及び分析結果について説明する。

令和3年2月9日 報告・打合せ「発注者園長他、魚沼市副市長・管財課」

・これまでの経過を説明した。（当該残土（油混じり土）は法的な

規制の対象外であり一般の土砂扱いとなること、残土処分はまたたびの家建設工事内での処分となること。)

・発注者から早く工事を再開してもらいたい旨の要望をいただいた。

・発注者から、かかった経費（魚沼市が負担すべき経費）を早急に確定してもらいたい旨の要望をいただいた。

令和3年2月17日 土砂処分等に係る見積書「発注者、魚沼市管財課」

伊米ヶ崎建設から発注者に、土砂処分等に係る見積書の提出があり、発注者から費用負担に関する協議があった。

令和3年2月22日 報告・打合せ「発注者、伊米ヶ崎建設、魚沼市管財課」

提出のあった見積書の内容に関し、関連通知等との整合を図り、経費の見直し事項を報告した。

諸経費等については、工事中止期間中に「客観的」に必要と認められる項目とし、実額により算出することとした。

令和3年2月24日 報告・打合せ「発注者、伊米ヶ崎建設、魚沼市管財課」

発注者に2月22日の打ち合せ内容に即したと判断される見積書の提出があり、魚沼市にも写しが提出された。魚沼市としては、この見積額で予算措置を行いたいと考えている。

令和3年3月15日 魚沼市議会総務文教委員会

当初の建設工事の予定外の経費については、魚沼市が負担する方向で、議会最終日で既決予算の4,000万円を減額補正し、かかる経費を別途計上する予算補正を行う段取りを行う。

まだ確定できない部分もあり、今一度精査が必要であると考え、4,000万円の減額補正のみとしたい。発注者とは、今後も協議をし、現場の工事は再開する予定。

令和3年3月23日 魚沼市議会定例会

魚沼市議会総務文教委員会の説明と同様の補正予算の補足説明を行い、議決された。

「油汚染土の対処における事務執行が無用な事務であるかについて」

今回の現場対処の手順や手法においては、職員に専門的知識のない状況下において、油汚染土の全容を把握するために必要とした事務や対応であったと考えている。

これらの時間は汚染土の処分方法等を判断するために必要な経過であり、対応を導き出すためには必要不可欠な工程である。

これらの事務などは、その時々状況下における判断を行うために必要な経過であり、これらの経過があるからこそ、その時々に応じた対応ができるなど、様々な回答や対応を導き出すためには不可欠な工程である。

その時々状況下において、それぞれ個別に情報の収集や状況の把握、検査による客観的要素などを積み上げたうえで回答や対応をしていくことが適切であり、現実的な選択であると考えている。

現場は事前の状況において油臭気は感じず、また、積み上げられた廃棄物などの痕跡もなく、そういった事前に判断できる事実などは見当たらない状況であった。

そういった状況の中、順調に工事が発注され進捗している中での突然の報告事項であり、また、報告を受けた職員は専門的知識のない状況下において、その全容を把握するために多くの時間を必要とする事は必然の流れとなるところである。

これらのことから、今回の現場対処の手順や手法についても、請求人が主張する「人件費、経費の浪費」には該当しないと考える。

「魚沼市が行った土壌分析は必要のない経費の執行であったか」

魚沼市が行った土壌分析については、魚沼市議会総務文教委員会において現場の油汚染土を処分するためには油種を特定しなければならぬとの指示を受け、魚沼市の責任で処分する必要があるかを判断するために土壌分析を実施したものであり、必要のない経費執行には当たらない。

6 監査結果

事実関係の確認

監査対象事項に関する関係書類及び関係職員の事情聴取の結果、次の

ような事実を認めた。

旧須原中学校寄宿舎（あぶるま寮）の経過

○建築 昭和45年

○行政財産用途廃止 平成16年3月31日

○不動産賃貸借契約（NPO法人 笑顔の里）

・賃貸物件

土地 所在 魚沼市須原173番地1

地積 1428.84㎡のうち303㎡

建物 所在 魚沼市須原173番地1

面積 609㎡のうち203㎡

・賃貸借期間 平成19年4月1日から平成24年3月31日

○解体設計及び施工管理業務委託

・履行期限

平成24年9月13日から平成24年12月31日まで

・仕様書

業務の名称及び建物概要等

業務名称 旧須原中学校寄宿舎解体設計及び施工管理業務委託

建物概要 構造等 鉄筋コンクリート造3階建て、

延べ床面積 609㎡

所在地 魚沼市須原173番地1

敷地面積 1,096㎡

貸与する部面 既存建築設計図

○解体撤去工事

・工期

平成24年10月18日から平成25年10月14日まで

・仕様書

工事名 旧須原中学校寄宿舎解体撤去工事

敷地位置 魚沼市須原地内

建物概要 鉄筋コンクリート造3階建て

延べ床面積合計 609 m²

建物以外の撤去物

図示部分のアスファルト舗装、既存建物内残存物

○土地無償貸付契約

・土地無償貸付申請書 令和2年7月20日付

申請者 (福)魚沼更生福社会

土地 魚沼市須原173番地1 宅地 1096.24 m²

魚沼市須原173番地11 宅地 78.05 m²

・貸付を必要とする理由

またたびの家を移設新築するにあたり、通所者にとって利便性の高い土地の確保が困難のため、上記の土地の無償貸付を願うもの。

○普通財産(土地:須原地内)の賃貸借契約について(伺い)(起票日:令和2年7月27日、決裁日:令和2年7月29日)

土地 魚沼市須原173番地1 宅地 1096.24 m²

魚沼市須原173番地11 宅地 78.05 m²

目的 障害者就労支援施設(名称:またたびの家)を建設するため

契約相手方 社会福祉法人 魚沼更生福社会

○土地無償貸付契約締結

契約日 令和2年7月29日

貸付物件 土地 魚沼市須原173番地1

宅地 1096.24 m²

魚沼市須原173番地11

宅地 78.05 m²

契約相手方 社会福祉法人 魚沼更生福社会

貸付期間 契約締結の日から令和3年3月31日

○またたびの家移設新築工事

・9月中旬 建設工事着工

○旧宿舎跡地地下埋設物(オイルタンク)撤去工事

令和2年9月23日 契約締結（随意契約）伺（起票及び決裁日）

工期 令和2年9月23日から令和2年11月22日

（発注者：魚沼市管財課、受注者：伊米ヶ崎建設）

令和2年9月28日にオイルタンクの撤去工事を行ったこと。

○旧宿舎跡地地下埋設物（沈殿槽）撤去工事

令和2年10月8日 契約締結（随意契約）伺（起票及び決裁日）

履行期限 令和2年12月7日

（発注者：魚沼市管財課、受注者：伊米ヶ崎建設）

令和2年10月13日に沈殿槽の撤去工事を行ったこと。

○令和2年10月29日 伊米ヶ崎建設が建設現場を掘削作業中に地中に重油で汚染されていると思われる土を確認し、発注者へ報告し現地を確認したこと。

○令和2年10月30日 発注者が市役所に来庁し、油汚染土の状況を報告するとともに撤去に係る支援を魚沼市に要望したこと。

○令和2年10月30日 魚沼市管財課職員が現地を確認し、掘削中の地中に重油で汚染されていると思われる土（油臭含む）及び掘削現場に油膜を確認したこと。

○令和2年11月2日 発注者が工事中止を決定したこと。

○令和2年11月5日 県環境センター職員、魚沼市関係課（管財課・生活環境課・福祉支援課）、発注者、伊米ヶ崎建設が、現地の状況を確認し、県環境センター職員から、近隣住民に大きな被害を与える危険性が少ないと考えられることから、発注者と土地所有者（魚沼市管財課）で調整を図り、撤去等の作業を進めたらどうかと助言を受けたこと。

○令和2年11月6日 魚沼市管財課は市長に工事現場の状況報告をし、重油に汚染されていると思われる土砂の撤去及び処分の費用については、土地所有者である魚沼市が負担することについて口頭で了解を得たこと。

○令和2年11月25日 またたびの家の所長が市役所に来庁し、汚染土の成分分析結果の報告を受け、魚沼市管財課は油汚染土として処分しなければならない程度以上の成分は検出されなかった

が、油臭や油膜が現に発生していることから、土壤汚染対策法に準じる扱いで処理をすることが望ましいと判断したこと。

- 令和2年12月4日 発注者から、建設工事が長引けば、新規事業の開始が遅れ施設利用者にも影響があるため、早期に汚染土を処分してほしいとの要望を受けたこと。
- 令和2年12月11日 重油で汚染されていると思われる土壤の処分には、10日間～14日間程度必要であり、処分に要する費用の見積額は約2,500万円であり、現行予算での対応ができないため、補正予算成立後でないとい事を進めることができない旨を発注者と伊米ヶ崎建設に伝えたこと。
- 令和2年12月16日 処理方法と経費を魚沼市が負担することを認め、予算補正に計上する市長決裁を得たこと。
- 令和2年12月22日 第4回魚沼市議会定例会に補正予算を上程し、議決されたこと。(汚染土を撤去、運搬処理するための経費として委託料1,500万円、工事請負費2,500万円)
- 令和3年1月19日 魚沼市議会総務文教委員会

油臭、油膜などは油汚染問題となり、土壤汚染対策法の対象外となるが、快・不快という観点から何らかの対策を措置する必要があり、油含有土壌は土壤汚染対策法の対象外となるが、これに準じた汚染土壌として処理することが適切であるとの説明を行っていること。

経過の報告を行い、質疑において、「魚沼市の負担で油汚染土を処理するのであれば、重油とされる油の調査を行い、魚沼市の責任を明確にするべき」との趣旨の質疑に対して、「必要であれば、やる必要がある」と答弁を行っていること。

委員会の指示事項として、油の成分分析を行うこと及び何の法令に基づいて処理するのかを明確にし、次回委員会で報告することとされたこと。

- 令和3年1月22日 報告・打合せ「魚沼市管財課」

市長にこれまでの経緯を報告し一般の土砂扱いとなるため、増額の契約は、工事発注者と工事受注者の間で締結することとし、

この土砂の処分等に係る関連経費分については、魚沼市が発注者に費用負担する旨の確認を行い了承を得たこと。

- 令和3年1月25日 報告・打合せ「発注者理事長、魚沼市総務政策部副部長」

当該残土（油混じり土）は法的な規制の対象外であり一般の土砂扱いとなること、残土処分はまたたびの家建設工事内での処分となることを説明したこと。

- 令和3年1月25日 報告・打合せ（電話）「発注者所長、魚沼市総務政策部副部長」

当該残土（油混じり土）は法的な規制の対象外であり一般の土砂扱いとなること、残土処分はまたたびの家建設工事内での処分となることを説明したこと。また、発注者理事長にも説明したことを伝えたこと。

- 令和3年1月26日 報告・打合せ「伊米ヶ崎建設、魚沼市管財課」

当該残土（油混じり土）は法的な規制の対象外であり一般の土砂扱いとなること、残土処分はまたたびの家建設工事内での処分となることを説明したこと。

経費の精査と残土捨て場について検討をお願いしたこと。

- 令和3年1月27日 油種を特定するための土壌分析（魚沼市管財課依頼） サンプルング 令和3年1月27日

- 令和3年2月1日 報告・打合せ「発注者、魚沼市管財課」

市長への報告内容、契約及び費用負担に関し発注者に報告し了解を得たこと。

- 令和3年2月4日 油種を特定するための土壌分析検査結果

油種に関する検査結果について、油臭は確認できたが油種の特定に必要な鉍油及び油膜は確認できなかったこと。

- 令和3年2月8日 魚沼市議会総務文教委員会

土壌分析の結果等から通常土砂扱いができることの説明を行ったこと。

- 令和3年2月9日 報告・打合せ「発注者園長他、魚沼市副市長・

管財課」

これまでの経過を説明し、当該残土（油混じり土）は法的な規制の対象外であり一般の土砂扱いとなること、残土処分はまたたびの家建設工事内での処分となることの説明を行ったこと。

発注者から早く工事を再開してもらいたい旨の要望を受けたこと。

発注者から、かかった経費（魚沼市が負担すべき経費）を早急に確定してもらいたい旨の要望を受けたこと。

○令和3年2月17日 土砂処分等に係る見積書「発注者、魚沼市管財課」

伊米ヶ崎建設から発注者に、土砂処分等に係る見積書の提出があり、発注者から費用負担に関する協議があったこと。

○令和3年2月22日 報告・打合せ「発注者、伊米ヶ崎建設、魚沼市管財課」

提出のあった見積書の内容に関して、経費の見直し事項を報告し、諸経費等については、工事中止期間中に「客観的」に必要と認められる項目とし、実額により算出することとしたこと。

○令和3年2月24日 報告・打合せ「発注者、伊米ヶ崎建設、魚沼市管財課」

発注者に2月22日の打ち合わせ内容に即したと判断される見積書の提出があり、魚沼市にも写しが提出され、魚沼市としては、この見積額で予算措置を行うこととしたこと。

○令和3年3月15日 魚沼市議会総務文教委員会

土壌分析結果の精査、総務文教委員会での審議、調査などを経て、結果として廃棄物ではなく通常の土砂として処理できるとして、その油混じり土の処分は魚沼市が行う必要がなくなったことなどの説明を行ったこと。

・建設工事の予定外の経費（現場を止めることで生じた現場保全や資材の保管等）については、魚沼市が負担する方向で、議会最終日に既決予算の4,000万円を減額補正し、かかる経費を別途計上する予算補正を行う段取りをしてきたこと。

- ・ 予定外の経費については確定できない部分があり、今一度精査が必要であることから、最終日は4,000万円の減額補正のみとしたこと。

- ・ 発注者とは、今後も協議をし、現場の工事は再開する予定であること。

○令和3年3月23日 魚沼市議会定例会

令和2年度魚沼市一般会計補正予算（第8号）の補足説明として、総務文教委員会（令和3年3月15日）と同様に、土壌の分析結果の精査、総務文教委員会での審議、調査などを経て、結果として廃棄物ではなく通常の土砂として処理できることとし、その油混じり土の処分は魚沼市が行う必要がなくなったものであるが、これまで廃棄物として処分するものとして実施したことや、現場を止めることで生じた現場保全や資材の保管等、当初の建設工事の予定外の経費については、発注者と協議を行い、魚沼市が負担する方向で既決予算の4,000万円を減額補正したうえでかかる経費を別途計上する予算補正を行う段取りをしてきたところである。しかしながら、最終的に内容、金額の確認を行ったところ、今一度精査が必要となったことから、4,000万円を減額する補正のみを行うこととした説明を行い、議決されたこと。

第4 監査委員の判断

油汚染土の対処における事務執行が無用な事務であるかについては、魚沼市が所有し管理していた当該土地を（福）魚沼更生福祉会に無償で貸し付け、またたびの家の移設新築工事に伴う基礎工事中に地中に油混じり土が確認されたことから、所有者の責任として油混じり土を処分する必要があるか等を判断するための事務執行であり、無用な事務執行には当たらないと判断する。

魚沼市が行った土壌分析は必要のない経費の執行であったかについても、土地の所有者の責任として油混じり土を処分する必要があるか等を判断するためであり、魚沼市議会総務文教委員会の指示事項でもあった土壌分析であり、必要のない経費の執行には当たらないと判断する。

第5 監査の結果（結論）

以上のことから、監査委員合議の結果、本件請求については次のとおりとする。

請求人の主張には理由がないと判断し、本件請求は棄却する。